

品質証明制度について

1. 背景

契約前に品質を確保出来ない土木構造物の特殊性を考慮し、施工者の品質確保に係る自己責任を明確にするため、施工者に「品質証明制度」を契約事項として義務づけ、施工者の品質確保に対する、より一層の取組みを期待するものである。

2. 目的

公共工事標準請負契約約款にも明示されているように、発注者が指定した場合以外は、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、施工者がその責任において定めることになっており、工事目的物に関する品質の確保は、一義的に施工者にその責任があることになる。

このため、工事に係る自己責任の原則を徹底し、品質確保に係る施工者としての責任の自覚を促すことを目的として、品質証明（社内検査）制度を実施する。

3. 実施要領

1) 適用工事

土木請負工事の6000万円以上の工事に適用する。ただし維持工事は除く。

2) 品質証明員の資格・業務

品質証明員は、土木請負工事の適正な品質を確保するため、自主的な社内検査を実施するものとし、当該工事に従事していない者とする。

品質証明員として必要な資格は、10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。

ただし総括監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。

品質証明員は、工事施工途中において必要と認められる時期及び検査（完成、既済部分、中間技術）の事前に、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり確認を行ない、検査時にその結果を品質証明として提出しなければならない。

品質証明員（複数の場合は代表者）は、検査官から検査時（完成、既済部分、中間技術）に立ち会いを求められた場合は、立ち会いするものとする。